

---

---

# 愛媛資料ネット会報

第9号 2006年10月16日

---

---

編集・発行 芸予地震被災資料救出ネットワーク愛媛（愛媛資料ネット）  
〒790-8577 松山市文京町3 愛媛大学法文学部寺内研究室気付  
TEL 089-927-9317 Eメール terauchi@LL.ehime-u.ac.jp 郵便振替01690-8-5497

## 行政文書の保存に関する西予市の取り組み

別宮博明（西予市城川文書館）

「公文書館法」（昭和62年12月15日公布、昭和63年6月1日施行、（平成11年12月22日改正））という法律がある。

（目的）

第一条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。

（責務）

第三条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

（後略）

---

一部抜粋してみた。地方公共団体が保管する公文書その他の記録を「公文書等」とし、これら公文書等（特に「歴史資料として重要な公文書等」としている）の保存及び利用に関して適切な措置を講ずる責務を国及び地方団体は有している、としている。

最近、総務省より各都道府県知事へ宛てて「市町村合併時における公文書等の適切な保存に係る一層の推進について」（平成18年6月29日付、総行合第31号）が出され、市町村合併に際する公文書等の保存に関して適切に取り組むように示している。県内の各市町にも周知されているので、既にご存知の方も多いただろう。

城川文書館では、市合併に伴う行政文書の散逸等を防ごうと、微力ながら働きかけを行ってきている。その中で、去る平成16年7月20日に「行政文書・地域史料の資源活用と「西予市文書館（仮称）」設置の提案」を市へ提示し、現在は市が保有している行政文書について、全体的な概要情報を得るため調査を行っている最中である。

本稿では、当館が示した提案とそれに続く市の取り組みについて、簡単にではあるが概要を紹介していきたい。

## 1. 西予市文書館システムの提案

先にも述べたが、当館では「西予市文書館（仮称）」設置の提案を行った。

この提案の目的は「情報資源、文化資源としての行政文書を有効活用すること」とし、その方法として「旧5町ごとに地域文書館を設け、市の中心に全体をまとめる文書館センターを置く」としている。

この構想の利点としては次の2点があげられよう。

### ①「行政文書情報センター」としての役割

旧5町の行政文書情報をシステム統合し、行政の高度化や効率化を目指すことが可能となる。

### ②「地域文化情報センター」としての役割

旧5町の地域資料（古文書、旧村役場文書、地域団体文書、写真記録など）を保存し市民活用を進めることが可能となる。

提案書に添ってまとめると以上のようなになる。

この提案は幸いにも市の理解を得て、「西予市文書館システムの構築」（総務課担当）として行政改革推進事項に入っている。

以下、西予市行政改革大綱よりの抜粋である。

---

西予市行政改革大綱（平成17年度～平成21年度）

推進項目：（2）積極的な情報公開の推進

件名④：西予市文書館システムの構築

担当課：総務企画部 総務課

内容：公文書館法により、地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有しており、このことは、行政事務の効率化を進め、文化遺産としての価値を将来へ伝えるうえでも、非常に大切なことである。そのため「西予市文書館システム」を構築し、過去から現代にいたる行政文書を適切に保存・整理する。

目標又は効果：

- ・平成21年度までに西予市アーカイブス（公文書館・文書館）を本庁に設置し、各総合支所に4つのアーカイブスの分館を置く
- ・市民への説明責任
- ・行政事務の効率化
- ・より効果的な広域行政の推進
- ・市民によるアイデンティティの確立

---

歴史資料として重要な公文書等の利用及び保存に関して適切な措置をとる、そのためにはどうしたらよいか。

恐らくどの自治体も行政文書管理システム（文書管理規定など）を制定していると思うが、先ずはこれを正確に運用することから始まる。そして、やがて保存年限を迎えた文書が発生し文書整理などの作業が行われることになるだろうが、その段階で、地域行政に関して重要な文書や地域の情報を正確に伝え得る文書（歴史資料）などを、正確に選び・保存し・場合によって利用に供していく、こういった作業を行わなければならない。この部分を文書館の役割とする。これが基本となる。

文書館と言っても、新たに設置するには難しい事情を有している自治体も多くあることと思う（当然設置するのが望ましいのであるが）。それならば“新たな文書館施設を設定しないといけない”という発想を変えればよい。文書を保管できる場所、何でもいい、庁舎内の空き部屋、旧議場、廃校となった学校など、とにかく場を設定し文書の保存・利用に対応する人員を配置する。これを以って文書館とするのである。既存の施設や空き部屋などを文書保存庫として利用し、文書情報は集中して管理していくシステムを作り上げていく。

西予市の計画を例にすると、市のアーカイブス（文書館）を本庁庁舎に設置しここで文書情報を集中して管理する、旧町単位では各総合支所に分館を設置する、としている。合併後使用しなくなった空き部屋が支所等に生じたと聞かすが、ここを文書館（或いは分館）として扱う、というものである。

既定の行政文書管理システムと、文書館（先述の通り既存のものでも代用できる）での保存・利用の役割、両者を併せ機能させて文書館というものをシステムで捉える、そういった考え方である。

## 2. 行政文書保存現況調査

さて、文書館システムを構築する、と言っても、何ら情報が無い限りいきなり動けるものではない。ちなみに、西予市には城川文書館という文書館相当施

設があるが、これは旧町域への対応能力しか持ち合わせてなく市全体をカバーできる程ではない。

今後、先述したような文書館システムを市全体において構築していくには何をすべきか。まずは、旧町がどのような行政文書を、どれくらいの数量、どのような場所に、どのような状況で保有しているのか。そういった基礎データを全体的に把握しなければならない。言わば見積り的な作業を行わないと一向に先が見えてこないのである。

当市においては幸いにして、当館の呼びかけと旧5町の職員（及び現市の職員）の理解があり、行政文書の過度な廃棄等は行われずに済んでいる。これらの行政文書（或いはその他地域史料も含めて）について、先に述べたような全体的な概要情報を得るための調査を行うこととなった。平成17年度より行っている『西予市行政文書保存現況調査』がそれである。

この調査にあたっては、「西予市行政文書保存現況調査 調査実施要領」を作成し、これを基に手順・方法等を統一させて行っている。現在継続中の事業ということもあり、ここでは要領や詳細部分の紹介は控えさせていただくが、大まかな流れとして以下のようにしている。

#### <調査対象>

西予市が保有している行政文書の内、現に業務に用いられている文書を除くすべての保存文書（非現用文書）。場所は基本的に旧5町の庁舎＝現総合支所とし、場合によっては旧支所や公民館なども含める。

#### <調査の手順・方法>

- ① 本庁・支所など行政文書を保有している庁舎・建物を把握する
- ② 各庁舎内での文書保管庫（所謂書庫など）を把握し、保管庫内の現況を把握する  
＝スケッチ・撮影等にて現状記録
- ③ 各文書保管庫ごとに、保存している文書の概要を把握する  
＝調査用紙へ文書の概要（内容・作成部局・種別・年代・概量など）を記録する
- ④ 記録用紙のデータを電子データに変換（パソコン入力など）
- ⑤ 基礎データ（全体データ）を把握し、これを用いて今後の計画を策定する

#### <調査者について>

基本的には市職員が行うべきであるが、現実として難しい部分もあると思う。不可能であれば、文書整理を取り扱っている業者に委託するなどの方法が考えられるが、その際特に気を付けてもらいたいのは、文書を単に整理することを目的とするのではなく、行政或いは地域にとって重要な文書を正確に残すこと、

このことを最重要の目的としたい。公文書館法の趣旨に正確に則ることが大前提である。

以上、まだ初期段階ということもあり、かなり端折ったかたちでの紹介で終わってしまった。

今後の方針としては、この調査データを基に、行政文書の適切な保存・利用のための具体的な方法を検討していくこととなる。つまり、西予市文書館システムの正確な運用を目指していく、ということになる。

模索しながらの事業であるので、心許ない部分もある。また、改善すべき部分も多くあり、上に紹介した方法がベストであるとも限らない。それぞれの自治体がそれぞれ可能な方法で、ただし“歴史資料としての公文書等に対する適切な措置”という前提は正確に理解し、確かな管理体制を敷いてもらいたい。そのためには当然、文書を作成する自治体職員個々の意識が重要となってくるであろう。



「満願寺資料整理」

## 『愛媛資料ネット5周年活動記録集』を刊行

6月に『愛媛資料ネット活動記録集』（A4判、56頁、愛媛資料ネット発行）が刊行されました。愛媛資料ネットが発足して1年後に『愛媛資料ネット活動記録集』を発刊しましたが、これはその続編で2年目以降の活動記録をまとめたものです。内容は、活動の内容・方法・意義をめぐる11名の文章、主要活動記録、活動日誌、資料・新聞記事からなります。

## 愛媛資料ネット総会を開催

本年度の愛媛資料ネット総会が6月3日（土）に愛媛大学法文学部大会議室で開催されました。総会では、昨年度の活動、会計報告が了承された後、今年度の活動方針として、従来からの資料調査・整理活動を継続すること、市町村合併に伴う公文書等の破棄・散逸防止を引き続き各市町に働きかけることなどが確認されました。また、参加者からは資料整理の方法、公文書保存のあり方などをめぐって数多くの貴重な意見が出されました。なお、総会に先立ち、愛媛資料ネットが救出した旧中山町の旧家の資料を展示しました。

### 会計報告(17・4・1～18・3・31)

収入	募 金	203、000
	利 子	1
	前年度繰越金	296、843
	計	499、844
支出	発送費	55、000
	交通費	12、800
	文具費	1、412
	その他	3、204
	戦争展	56、200
	次年度繰越金	371、228
計	499、844	

本年度の委員は以下の通りです。

代表：武智利博、内田九州男

委員：川岡勉、川東埤弘、近藤福太郎、島津豊幸、白石通弘、仙波令巳、  
徳永高志、永井紀之、西尾和美、松原弘宣、村上正郎、森正史、森正康、  
矢野達雄

事務局長：寺内浩

---

### 芸予地震被災資料救出ネットワーク愛媛 申し合わせ事項

#### 1、（目的）

- ①災害発生時に文化財・歴史資料の救出保全活動を行うこと。
- ②県内にある文化財・歴史資料の調査を行い、それらの防災及び地域史研究への利用に資すること。

#### 2、（会員）

本会の趣旨に賛同する者は会員になることができる。

#### 3、（役員）

役員として、代表・委員・事務局長を置く。

代表は本会を代表して会の運営にあたる。ただし、重要な案件が生じた時は委員会あるいは総会に諮るものとする。

#### 4、（会計）

本会の経費は、当面は募金によるものとし、会費は徴収しない。

## 調査・整理活動、その他

◆城川文書館の別宮博明氏に西予市における行政文書保存に関する取り組みについて文章を寄せていただきました。

◆別宮氏の文章にもありますが、今年の6月に総務省より各都道府県知事宛てに「市町村合併時における公文書等の適切な保存に係る一層の推進について」が出されました。そこには「合併市町村においては、合併後の市町村運営に積極的に取り組まれるこの時期をとらえて、改めて公文書等の保存状況を把握し、適切な保存に一層取り組む必要があります。」と述べられています。

◆7月に旧朝倉村満願寺で愛媛大学の教員・学生が朝倉村史談会の方々の協力を得て資料の整理作業を行いました。

◆今年度の愛媛資料ネットの活動には、愛媛大学地域創成研究センターの研究活動補助費が使用されています。

## 愛媛資料ネット活動日誌

- ・ 4月7日  
今治市中日吉町で資料の整理作業（8名）
- ・ 4月14日  
今治市中日吉町で資料の整理作業（6名）
- ・ 4月21日  
今治市中日吉町で資料の整理作業（6名）
- ・ 5月12日  
今治市中日吉町で資料の整理作業（8名）
- ・ 5月19日  
今治市中日吉町で資料の整理作業（6名）
- ・ 5月26日  
今治市中日吉町で資料の整理作業（5名）
- ・ 6月3日  
愛媛大学で愛媛資料ネットの総会開催（27名）
- ・ 6月9日  
今治市中日吉町で資料の整理作業（7名）
- ・ 6月16日  
今治市中日吉町で資料の整理作業（5名）
- ・ 6月30日  
今治市中日吉町で資料の整理作業（4名）
- ・ 7月7日  
今治市中日吉町で資料の整理作業（6名）
- ・ 7月9日  
旧朝倉村満願寺で資料整理（22名）
- ・ 7月14日  
今治市中日吉町で資料の整理作業（7名）
- ・ 7月28日  
今治市中日吉町で資料の整理作業（6名）
- ・ 9月1日  
今治市中日吉町で資料の整理作業（7名）
- ・ 9月8日  
今治市中日吉町で資料の整理作業（3名）
- ・ 9月22日  
今治市中日吉町で資料の整理作業（7名）